

公共施設等への太陽光発電設備等の導入に向けた調査

業務仕様書

令和4年5月

令和4年度 公共施設等への太陽光発電設備等の導入に向けた調査業務仕様書

1 業務名

公共施設等への太陽光発電設備等の導入に向けた調査業務

2 業務の目的

本市では、昨年2月、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を岡山連携中枢都市圏構成市町と共同で宣言し、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしているが、その実現のためには、再生可能エネルギーの拡充が課題となっている。

については、今年度「津山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改訂及び、来年度「津山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改訂を行うにあたり、公共施設等（公共施設及び公共遊休地）における太陽光発電設備等※の導入可能性を把握する

《※太陽光発電設備等（例）》

太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、小水力発電、その他、本市の自然、自然・地理的環境、及び社会的環境を踏まえ、導入可能と考えられる再生可能エネルギー

3 委託期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

4 委託金額

13,134,000円以内

（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

5 業務内容

概要は次のとおりとするが、詳細は契約の相手方と協議の上決定する。

（1）導入候補施設の選定

事業目的や地域状況を踏まえ、太陽光発電設備等の導入候補施設を、本市と協議の上、50施設程度選定する。

（2）導入候補施設の情報収集・現地調査の実施

導入候補施設の情報収集・現地調査を実施し、考慮すべき地域特性、環境特性等、発電設備の導入検討に必要な情報の整理を行う。

（3）導入案の検討

導入候補施設について、以下の内容を調査検討し、導入案を作成する。

- ①太陽光発電設備等の導入可能性の有無
- ②太陽光発電設備等を導入するに当たり生じる課題の整理
- ③導入可能性が高い発電設備の種類及び容量の検討
- ④導入設備の配置案の作成（建物等の構造確認を含む）
- ⑤発電量、CO₂削減量の試算
- ⑥導入設備を活用した採算性を見合う事業案の提案（系統連系に関する確認を含む）
- ⑦設置、施工及びその他導入にかかる費用、収支及びランニングコストを含む費用対効果等の試算（概算）

(4) CO₂ 排出量の削減効果や廃熱利用等の検討

(3) -⑥で事業案の提案を行うに当たっては、FIT売電のみならず、発電設備等の導入により発電した電力やCO₂ 排出量削減効果を地域内で多面的に活用する方法、または廃熱利用等の検討も行う。

(5) 詳細調査を実施する施設の選定

(1) で選定した導入対象候補施設の中から、本市と協議の上、詳細調査を実施する施設（以下、詳細調査実施施設という。）を15施設程度選定する。

(6) 詳細調査実施施設における導入設備を活用した事業スキームの検討

(5) で選定した詳細調査実施施設について、以下の内容を調査検討を行う。

- ①導入設備を活用した事業スキーム（国等の補助金の活用、PPA事業等）の検討
- ②再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析
- ③事業採算性についての検討・評価
- ④事業化に向けたロードマップの作成

6 成果物・納期・納品場所

(1) 成果物

- ①本業務の調査結果報告書：2部
- ②本業務の調査結果報告書の電子データ（CD-R）
- ③本業務の調査関連データ一式（CD-R）
- ④設定した目標の進捗確認に必要なツール及び算定マニュアル
- ⑤その他市担当者が指定するもの

(2) 納期

令和5年1月31日（火）まで

(3) 納品場所

岡山県津山市山北520番地（市役所本庁舎5階）
津山市環境福祉部環境生活課低炭素都市推進係

7 その他、業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のためより効率的、効果的な本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、環境生活課と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。
- (5) 受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
- (6) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作権はその内容の全部または一部を本市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

- ②市に提出された企画提案書等の所有権は、本市に無償で移転するものとする。
- (7) 成果物の著作権等について
- ①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で本市に移転するものとする。
- ②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作権者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複製又は、漏洩してはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で津山市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。